

府子本第 2 2 5 号
雇児発 0 4 0 6 第 2 号
平成 29 年 4 月 6 日

各 都道府県知事 殿

内閣府 子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について」の一部改正について

私立保育所の委託費の経理等については、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により取り扱われているところであるが、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）において、社会福祉法人に対して、地域の福祉ニーズを踏まえた「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられたこと等に伴い、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、管内市町村（特別区を含む。）及び私立保育所を運営する法人等に対し、周知が図られるよう配慮願いたい。

なお、上記通知に定める委託費の弾力運用については、適正な私立保育所運営が確保されていることを前提として認められるべきものであり、弾力運用の財源確保のために、本来の用途である職員人件費や事業費などが削減されるようなことがないよう改めて申し添える。